

# 広島市スポーツ振興審議会について

## 1 根拠

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項の規定に基づき、広島市スポーツ振興審議会条例（昭和51年広島市条例第42号）により設置

## 2 役割

スポーツ振興法第4条第4項の規定に基づき、市長が定めようとするスポーツの振興に関する計画について、あらかじめ意見を述べる。

また、同法第18条第3項の規定に基づき、市長又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、建議する。

## 3 任期

2年（現委員の任期は、平成22年10月7日まで）

## 4 委員数

20人（定数は30人以内）

## 5 委員構成

国のスポーツ振興基本計画（平成12年9月策定）におけるスポーツ振興施策の展開方策（①スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策、②生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策、③我が国の国際競技力の総合的な向上方策）を参考に委員を選任した。

前の委員構成と比べ、新たに、高齢者のスポーツ振興の観点から財団法人広島市老人クラブ連合会の方、競技力向上の観点から実際に指導者、競技選手として活躍されている方々、市民の立場からの意見を聴く観点から市民委員である方々などを選任した。

## 6 審議会の開催

審議会は、年間2回程度、平日の昼間に開催する。

## 7 会議の公開等

### (1) 会議の公開

審議会の会議は、原則公開する。

### (2) 広島市ホームページ等による情報の公開

ア 審議会の委員名簿や開催の状況等を広島市ホームページ等により公開する。

イ 審議会の会議の終了後、会議要旨を作成し、広島市ホームページ等により公開する。

## スポーツ振興法（抜粋）

〔 昭 和 3 6 年 6 月 1 6 日  
法 律 第 1 4 1 号 〕

### （計画の策定）

第4条 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第23条において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第1項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4 都道府県及び第18条第2項の審議会その他の合議制の機関が置かれている市町村の教育委員会（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長）は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、同条第3項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聴かななければならない。

5 第3項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

### （スポーツ振興審議会等）

第18条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

3 前2項の審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ振興審議会等」という。）は、第4条第4項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会（当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。）の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かななければならない。

5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。

6 第1項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。

## 広島市スポーツ振興審議会条例

〔 昭和 5 1 年 3 月 3 1 日  
条 例 第 4 2 号 〕

### （設置）

第 1 条 スポーツ振興法（昭和 3 6 年法律第 1 4 1 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、広島市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### （組織）

第 2 条 審議会は、委員 3 0 人以内をもつて組織する。

### （任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （会長及び副会長）

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （専門委員）

第 6 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

### （庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

### （委任規定）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 2 8 日条例第 3 2 号 抄）

1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

## 広島市スポーツ振興審議会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は審議会等の運営等に関する要綱第8条に基づき、広島市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

<参考：「審議会等の運営等に関する要綱」抜粋>

第8条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 会議資料に広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)第7条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれる場合
- (2) 議題から委員及び事務局等の発言内容に不開示情報が含まれることが予想される場合
- (3) その他公にすることが不相当と当該審議会等が認める場合

2 前項ただし書に規定する場合において、議題ごとに公開又は非公開の別があつて、会議を部分的に公開することが可能なときは、会議の部分公開に努めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、これを公開とする。ただし、「審議会等の運営等に関する要綱」第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は非公開とする。

2 議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。

(会議開催の周知)

第3条 市民局文化スポーツ部スポーツ振興課(以下「スポーツ振興課」という。)は、会議を開催するにあたって、会議の日時及び場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、会議を開催する日の1週間前までに、これを次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) スポーツ振興課窓口への備え付け
- (2) 広島市公文書館の所定の場所への掲示
- (3) 広島市ホームページへの掲載
- (4) 広島市市政記者クラブへの情報提供

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は会議室の収容可能人数等を勘案し、会議の開催の都度、会長が決定するものとする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申し込みの受付は、会議の当日、会議開始の30分前から開始する。

2 傍聴を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記載して、傍聴の申し立てをするものとする。

3 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加える恐れがある物品を携帯している者
- (3) はち巻き、ビラ、プラカード及び旗の類等議事を妨害する恐れがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑したり、騒ぎ立てたりする等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させるか、あるいは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(会議の要旨の作成及び閲覧)

第9条 スポーツ振興課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨又は会議録を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時・場所
- (3) 出席委員名
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別（非公開部分がある場合はその理由）
- (6) 傍聴人の人数
- (7) 会議資料名
- (8) 発言の要旨又は会議の要旨

2 スポーツ振興課は、作成した会議要旨の内容に正確を期するため、議長の確認を得るものとする。

3 スポーツ振興課は、作成した会議要旨をスポーツ振興課窓口及び広島市公文書館の所定の場所に備え置き、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月末日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、平成13年10月3日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。